

平成24年 第3回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成24年2月6日(月)開催

仙北市農業委員会

平成24年 第3回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年2月6日(月) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (24人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	4番 三浦猛
6番 倉橋重基	7番 新山昌樹
8番 大山久雄	9番 鈴木八寿男
10番 藤川栄	11番 黒澤龍己
12番 青柳良成	13番 真崎純孝
15番 門脇博美	16番 山手善美
17番 石郷岡勇一	18番 千葉惣永
19番 佐藤善栄	21番 田村博美
22番 山本實	23番 佐藤孝典
24番 藤村隆清	25番 辻均
26番 沢山純一	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (3人)

5番 糸井淳	14番 高橋政敏
20番 藤原由悦	

5. 遅刻委員

21番 田村博美	(9時06分到着)
26番 沢山純一	(9時28分到着)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第 2 会長挨拶

第 3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第 4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 平成 24 年度仙北市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

(2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

(3) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第 6 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 7 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第 8 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定  
について

(4) 議案第 9 号

競売適格証明願いに対する可否決定について

(5) 議案第 10 号

仙北農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

(6) その他

第 6 閉 会

## 7. 事務局職員

事務局長 藤原 一 良 補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝 主 任 小 木 田 満 洋

農山村活性課

課 長 後 藤 裕 文 主 査 樫 尾 健

## 8. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

## 9. 議事録署名員

6 番 倉 橋 重 基

7 番 新 山 昌 樹

## 10. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成24年第3回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 　　昨日までは、かなり寒い日が続きました。今日は若干気温も上がってきたような気がしますが、今週の中頃からまた寒気が来るという予報です。話が変わってTPPについてですが、今は日米の交渉に入る段階のところで熱が上がってきたようです。本日は両専門委員会も開催されるのでそれに向けて順調に進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 　　それでは、本日の総会への出席委員は22名。欠席委員は5名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 　　それでは議事録署名員に6番倉橋委員、7番新山委員兩名を指名します。

会議書記には小木田主任を指名します。

議長 21番委員が到着したことをご報告します。(9時06分)

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時07分)

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

藤原主任 報告1。平成24年度仙北市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書についてご報告します。事前に配布されている集計表をご覧いただきたいと思っております。1月25日に申請書の審査をしていただきました。審査結果を集計し、1月31日付けで選挙管理委員会へ提出したことをご報告します。集計結果につきましては、資料のとおりでございます。報告1については以上です。

小木田主任 報告2。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理した旨通知したことをご報告します。1件の届出がありました。詳細につきましては資料に記載のとおりでございます。相続での所有権取得となっております。続きまして報告2。農地の転用事実に関する回答書についてです。1月10日付けで法務局より現地調査の照会がありました。1月16日に農地専門委員会第2班、藤川委員、黒沢委員、青柳委員と事務局で現地を確認してまいりました。届出人が、〇〇地区の〇〇さん。土地の所在は〇〇。登記簿地目畑。面積が667㎡。変更後の地目が宅地です。申請地の

位置は、県道〇〇線を〇〇方向へ向かい、〇〇橋の手前を左折したところ  
です。土地の現況は住宅が建っていることから非農地と判断されます。転  
用許可はされていません。この住宅ですが、土地所有者は〇〇さんになっ  
ておりますが、〇〇さん一家が住んでいます。地目変更の日付が年月日不  
詳となっておりますが、〇〇さんの生年月日が昭和16年で住所を定めた  
年月日も同日でしたのでそれ以前から住宅がそこにあったと判断されます。  
申請地は道路、宅地、原野等に囲まれた生産性の低い農地です。よって、  
現状回復命令を発しない旨、法務局に回答しております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第  
3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第6号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3  
条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可  
否を求めるものです。平成24年2月6日提出。仙北市農業委員会会長、  
羽川正幸。

小木田主任 議案第6号について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇。登  
記簿現況共に畑。面積が105㎡。合計19筆の20,240.36㎡。  
3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん81歳。譲受人が〇  
〇さん57歳。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は後継者  
へ一括贈与となっております。世帯の稼働人員は7人中4人が農作業従事  
となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿  
現況共に田。面積が1,023㎡。合計13筆の27,200.34㎡。  
3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん64歳。借受人  
が〇〇さん31歳。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は貸  
付人が経営移譲年金受給のため。借受人が経営主宰となっております。〇

○さんですが、昨年４月に経営移譲済ですが、父親が亡くなり相続した農地を今回、経営移譲する案件でございます。世帯の稼働人員は４人中４人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より１０年間となっております。続きまして整理番号３番と４番は、１２月総会でご審議いただいた買入協議の案件でございます。整理番号３番。農地の所在が○○。登記簿現況共に田。面積が８，３４１㎡。３条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が秋田県農業公社。借受人が○○地区の○○さん５１歳。申請事由は割賦売買契約。受入世帯の稼働人員は４人中２人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より１０年間となっております。続きまして整理番号４番。農地の所在が○○。登記簿現況共に田。面積が８，５７０㎡。合計３筆の１０，６０１㎡。３条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が秋田県農業公社。借受人が○○地区の○○さん５４歳。申請事由は割賦売買契約。受入世帯の稼働人員は６人中２人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より１０年間となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで、現地確認報告に入ります。整理番号１番については、５番糸井委員が担当ですが欠席ですので、３条調書を参考にさせていただき審議していただきたいと思います。次に、整理番号２番について１６番山手委員よりお願いします。

16番山手 《整理番号２番について、３条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号３番、４番については、１４番高橋委員が担当ですが欠席ですので３条調書を参考に審議していただきたいと思います。現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第6号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定します。 (9時23分)

議長 次に、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成24年2月6日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第7号について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,277㎡。合計3筆の6,894㎡。権利の設定は賃借権です。貸付人が〇〇地区の〇〇さん。借受人が有限会社〇〇。転用目的は砂利採取、田庄改良です。転用理由は、田床が砂利層のため砂利を採取し、耕土を入れて田床改良したいとなっております。一時転用の案件で、期間は許可日より1年間となっております。昨年の12月に同じ所有者、事業実施者で申請がありましたが、文化財保護法の関係で取り下げた案件ですが、場所を変えて事業を実施するというので、今回申請がありました。前回の申請地と近い場所ですので、市と県の教育委員会で現地調査を行ったところ、土器が発掘されたとのことでした。前回ほど貴重なものではないということで表土を剥ぐときに立ち会いをして、問題無ければ事業を実施する計画であるということでした。別冊資料をご覧ください。申請地の位置は地方主要道〇〇線と市道が交差したところから数十メートルのところ

す。搬出経路については、3ページに載せています。埋め戻しの土は〇〇町から搬出する計画です。事業計画については、事業費が総額1,724万円。内訳は記載のとおりでございます。資金計画は自己資金での対応となっております。過去の転用事業については完了済。転用事業に関連する他法令につきましては砂利採取法手続き中で同時認可見込みです。5ページに砂利採取の事業計画書を載せています。認可申請面積は5,894㎡。1日当たりの掘削量は145m<sup>3</sup>です。農地復元計画については、復元責任者が有限会社〇〇。復元期間は平成24年12月から平成25年2月27日までの計画です。耕作者による現地確認は平成25年2月28日に予定しています。復元費用は総額1,330万円。内訳は記載のとおりでございます。各種図面は14ページから16ページに載せています。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を13番真崎委員よりお願いします。

13番真崎 現地確認に行ってみりましたが、雪が多く現況を確認することはできませんでしたが、すぐ近くに私の田んぼがありますのでどのような現況かは分かります。殆ど整理されていない圃場です。排水、用水共に土側溝です。それを痛めないように砂利採取を行うということも聞いておりますので、周辺農地への影響はないと考えられますので、よろしく願いいたします。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

12番青柳 はい。

議長 どうぞ。

12番青柳 砂利採取後の圃場が排水不良になる場合が多いようです。このような結果にならないように事業者への要望が必要だと思います。

竹下補佐 所有者による現地確認が計画されていますが、事業者へもそのようなこ

とが無いように指導したいと思います。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第7号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第7号については許可相当とすることに決定します。 (9時34分)

議長 次に、議案第8号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。11番黒沢委員お願いします。

11番黒沢退席 (9時35分)

議長 それでは、議案第8号、整理番号14番、15番について説明をお願いします。

藤原局長 議案第8号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成24年2月6日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 議案第8号、整理番号14番、15番についてですが、農協を通して利用権を設定する案件ですので一括して説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が846㎡。合計7筆の11,988㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん63歳。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん60歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり17千円の年額203,796円。備考といたしまして、〇〇さんは

認定農業者です。営農類型は稲作と穀類、豆類となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第8号、整理番号14番と15番については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第8号、整理番号14番と15番については適正と認めることに決定します。黒沢委員の復帰をお願いします。

11番黒沢帰席（9時38分）

議長 それでは、議案第8号、整理番号14番と15番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 整理番号1番、所有権設定の案件から説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が466㎡。合計5筆の4、133㎡。昨年12月にご審議いただいた買入協議の案件でございます。所有権を設定するのは秋田県農業公社。受けるのが〇〇地区の〇〇さん58歳。利用目的は水田として。売買価格は総額1,964千円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりでございます。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類、豆類となっております。売買単価は田が10a当たり50万円。畑が10a当たり30万円。資金はJA資金を活用することでした。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。移転するのが〇〇地区の〇〇さん80歳。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん58歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり424,328円の総額30万円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりで

す。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。資金は自己資金での対応となっております。整理番号3番からは、利用権設定の案件でございます。整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が2,570㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん76歳。受けるのが農協を通して農事組合法人〇〇。利用目的は水田として。期間は6年間。賃借料は10a当たり18千円の年額46,260円。備考といたしまして、〇〇の営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が830㎡。合計6筆の6,037㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん82歳。受けるのが整理番号3番、4番と同じく〇〇。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり15千円の年額90,555円となっております。続きまして整理番号7番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が154㎡。合計16筆の12,079㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん67歳。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん55歳。利用目的は水田として。期間は6年間。賃借料は10a当たり15千円と一部1万円の年額172,130円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が700㎡。合計12筆の9,812㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん50歳。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん50歳。利用目的は水田として。期間は6年間。賃借料が10a当たり18千円の年額176,616円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号10番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が5,660㎡。

合計2筆の6,088㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん72歳。受けるのが農協を通して〇〇さん。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料が10a当たり18千円の年額109,584円となっております。続きまして整理番号12番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,682㎡。合計7筆の16,359㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん82歳。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん51歳。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料が〇〇が10a当たり18千円。外が15千円の年額276,039円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類、豆類となっております。続きまして整理番号16番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,082㎡。合計2筆の2,054㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん52歳。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん59歳。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料が10a当たり1万円の年額20,540円。備考といたしまして、〇〇さんは担い手です。営農類型は稲作と肉用牛となっております。続きまして整理番号18番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,232㎡。合計2筆の3,195㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん51歳。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん57歳。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料が10a当たり18,500円の年額59,108円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類、豆類となっております。整理番号20番からは再設定の案件でございますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

22番山本 はい。22番。

議長 　　どうぞ。

22番山本 　　整理番号22番についてですが、賃借料が10a当たり米2俵と高額ですが何か理由がありますか。

2番佐藤 　　議長。

議長 　　どうぞ。

2番佐藤 　　私が担当ですので説明します。申請地周辺は未整理地で、圃場の中を通らなければ目的地へ移動できない等の理由がありまして、このような単価になっていると聞いております。

22番山本 　　分かりました。

議長 　　他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 　　無いようですので、議案第8号の整理番号14番、15番を除く案件については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 　　異議無しと認めます。よって、議案第8号の整理番号14番、15番を除く案件については適正と認めることに決定します。（9時51分）

議長 　　次に、議案第9号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 　　議案第9号。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて、別紙のとおり買受適格証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成24年2月6日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 　　議案第9号について説明します。競売適格証明願の提出がありました。競売物件の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,889㎡。所有者

が〇〇地区の〇〇さん。申請者が〇〇地区の〇〇さん。申請事由は経営規模の拡大です。入札期日、改札期日、特別売却期間は記載のとおりでございます。別冊資料をご覧ください。申請人の自己所有農地が48,611㎡。借入農地が64,956㎡。総経営地が113,567㎡。かなりの面積を経営しております。世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事となっております。農機具の保有状況については、大農具一式保有となっております。資料の18ページに申請地の位置図。19ページに配置図を載せていますので参考にさせていただきたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

23番佐藤 議長。

議長 どうぞ。

23番佐藤 所有者と申請者の関係はどのようになっていますか。所有者は土地改良区に対して未収金がありますので、どのような経緯で申請したのか教えてください。

藤原主任 経緯についてですが、〇〇さんは裁判所から新聞に入ってきたチラシを見て今回の申請に至ったと聞いております。土地改良区の未収金につきましては、新たな所有者に付いて回ります。裁判所では、このことについても事前に周知していますので、申請人にも情報は入っています。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第9号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第9号については許可することに決

定します。

( 9 時 5 9 分 )

議 長 次 に、議案第 1 0 号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。この案件については、市農山村活性課の榎尾主査より説明をお願いします。

藤原局長 議案第 1 0 号。仙北農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり仙北農業振興地域整備計画の変更について、仙北市長より意見を求められたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成 2 4 年 2 月 6 日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

榎尾主査 議案第 1 0 号について説明します。今回、編入の申請が 2 件ありました。1 件目、農地の所在が〇〇。地目が田の 8 6 8 m<sup>2</sup>。2 件目、農地の所在が〇〇。地目が田の 7 0 9 m<sup>2</sup>外、8 筆の合計 9 筆。面積が 4 , 8 2 4 m<sup>2</sup>でございます。1 番につきましては、編入理由が転用事業が中止になり再編入するということです。申請地につきましては、再度除外といったことが今後無いように確約書をいただいております。2 番については、編入理由が、農業振興地域から除外されている当該地を編入するとなっております。変更理由書につきましては、J A 秋田おばこさんにも意見を求めています。そちらにつきましては先日、異議無い旨の意見書をいただいておりますのでご報告します。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

6 番倉橋 はい。

議 長 どうぞ。

6 番倉橋 2 件目の申請地の位置は、具体的にどこになりますか。図面では分かりにくいので教えてください。

榎尾主査 図面の中で、色着けされていないところの下に位置しています。

議長 他にありませんか。

24番 藤村 はい。24番。

議長 どうぞ。

24番 藤村 2件目の申請人は1名ですか。申請地周辺は農振に入っていますか。

榎尾主査 1名の申請です。周辺の農地は農振に入っています。

21番 田村 はい。

議長 どうぞ。

21番 田村 何度も除外、編入を繰り返すというのは法律的に問題無いか。今後もこのような事案が出れば同じように処理するのか聞きます。

榎尾主査 法律的には問題ありません。正規の手続きを踏んで処理しています。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第10号については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第10号については適正と認めることに決定します。 (10時32分)

6番 倉橋 議長。

議長 どうぞ。

6番 倉橋 この機会に聞きたいと思いますが、3年ほど前にかかなりの面積を除外した記憶がありますが、全て計画通りに事が進んでいるのか把握していますか。

榎尾主査 全ては把握できていません。平成25年に計画書の見直しがありますので、その段階で計画通り事業を実施できなかったのが編入したいという農

地は出てくると思います。

6 番倉橋 分かりました。

議長 他にありませんか。

21番田村 確認しておきたいことがあります。国道105号線の両側を除外した経緯があります。以後、そのような変更があつて事務処理を行ったと思いますが、地域の方々は除外されていると思つて計画を立てております。それについて、周知はしていますか。

後藤課長 平成17年に県から新しい農振整備計画を作成する旨の指導をいただいて当時の担当がその準備に取りかかりました。取りかかるに当たっては、集落推進員に依頼し情報を周知しました。広報でも周知をしたうえで、整備計画に取りかかり、今までの図面管理から地番管理へ以降したということです。

議長 他にありませんか。

『無し』の声

議長 次に、各推薦委員より報告がありましたらお願いします。

10番藤川 議長。

議長 どうぞ。

10番藤川 農協から報告します。昨年、残留農薬のことで指摘を受けました。その後、自主検査を行ったところトマトで1件、ハウレンソウで2件発生しまして全て廃棄しました。その点を踏まえて今年から、水稻育苗ハウス跡地につきましてはかなり厳しい規制が成されました。2月9日に全体会があり正式に決定するものですが、役員は事前に分かっていましたのでご報告します。水稻育苗器に殺虫剤等を使用する人もいます。土壌に混入して利用している人もいます。そのようなことがあれば一切作

付できないと。作物には色々種類がありますが、特にモロヘイヤに関してはかなり厳しい規制が成されております。農薬につきましては、5年以上残留する物もありますので、今年使わなかったから出ないとも限りません。例えばハウレンソウを出荷する際には、1週間前に残留農薬の自主検査を受けなければなりません。その経費が最低でも28千円かかります。何を栽培するにしても、全て検査を受けなければ出荷できないとなっております。大仙市では自主検査費用の3分の1を助成する計画があるそうです。仙北市と美郷町はまだはっきりとした金額は出でいませんが、大仙市並に助成していただきたいと思い協議しているところでございます。詳しいことは2月9日に決定しますが、各営農センターでも指導体制ができておりますのでそちらも利用していただきたいと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。次に、協議に入ります。説明をお願いします。

小木田主任 仙北市農地賃借料情報についてです。去年は旧町村単位で平均値を出し、情報提供しました。もう少し細分化しなければ参考にならないという意見が数件あったので、細分化した情報も作成しました。数値につきましては資料のとおりでございます。去年と同様に旧市町村単位のデータと更に細分化したデータのどちらを賃借料情報として周知するのかという点をご協議よろしくお願いいたします。

議長 去年は旧町村単位での情報提供だったのですが、ご意見等ございませんか。

22番山本 細分化されたデータの方が参考になると思います。

議長 他にありませんか。

『無し』の声

議長 それでは、細分化したものを情報提供することに決定します。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成23年第15回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(11時09分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 員 6 番 \_\_\_\_\_

署 名 員 7 番 \_\_\_\_\_